

令和4年度 第1回
香美市障害者自立支援協議会

日時：令和4年8月26日 10：00

場所：香美市役所本庁舎5階委員会室3

議案第 1 号 令和 3 年度の実績報告

議案第 2 号 地域活動支援センター「香美」からの報告

議案第 3 号 相談支援部会からの報告と本年度の取組み

議案第 4 号 子ども支援部会からの報告と本年度の取組み

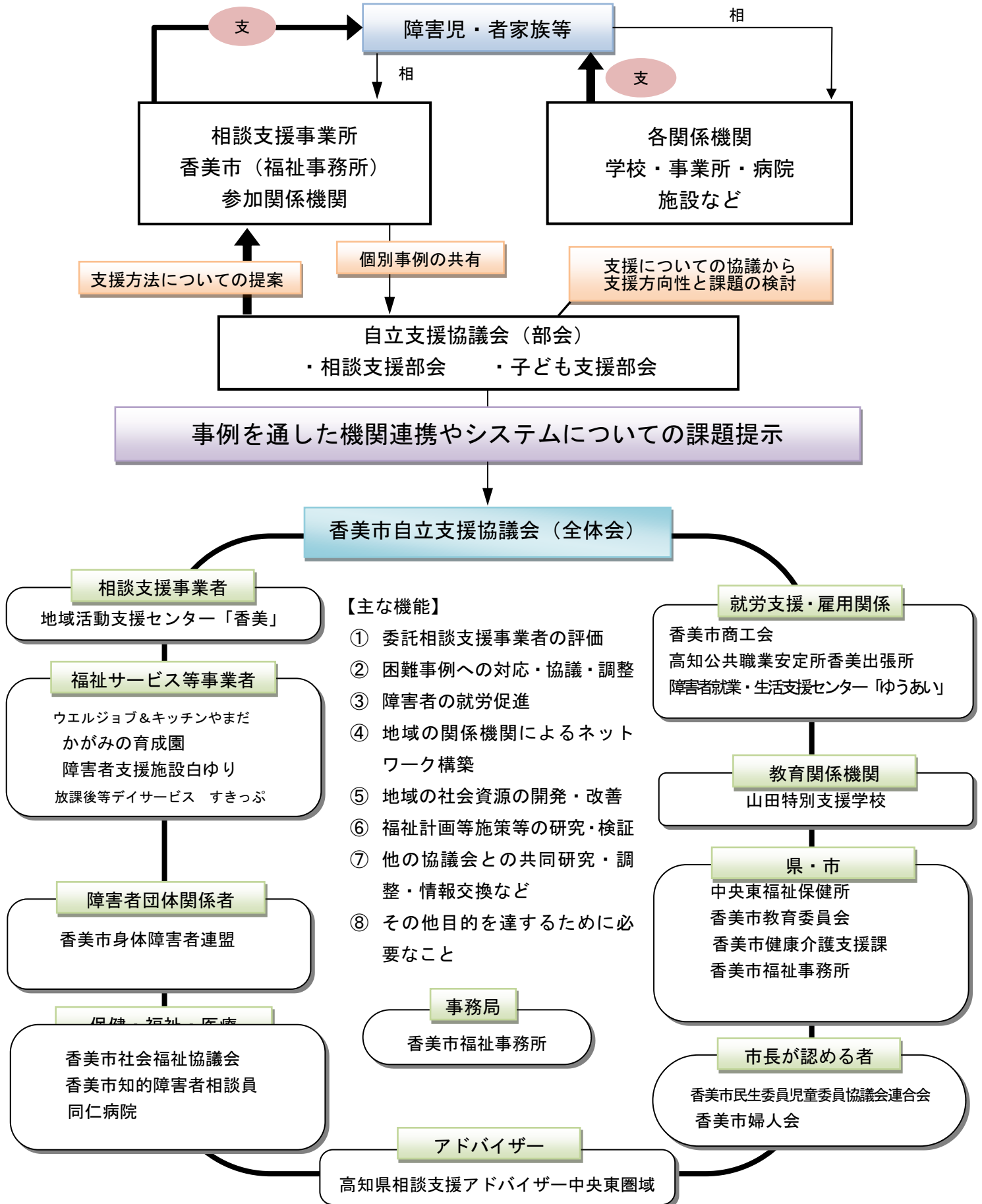
議案第 5 号 第 3 次香美市障害者福祉計画の取組み状況

議案第 6 号 第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の進捗

香美市の目指す将来像と基本目標



香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



議案第1号 令和3年度の実績報告

(1) 計画相談支援

計画相談支援の導入実績は下表のとおり、介護予防サービス計画（ケアプラン）の利用者以外では、1名がセルフプランとしております。

表1-1 計画相談支援導入状況

	支給決定者数		計画相談支援	
	R3.3.31時点	R4.3.31時点	R3.3.31時点	R4.3.31時点
障害者	214	223	207 (96.7%)	213 (95.5%)
障害児	66	68	66 (100%)	68 (100%)

※平成27年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須

令和4年4月1日時点における市内指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者は、下表の4事業所であり、令和3年度新規指定の相談支援事業所遊は令和4年2月に閉所となっています。

表1-2 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者

事業所名	事業所の種類				指定年月日
	障害者	障害児	地域移行	地域定着	
地域活動支援センター「香美」	○	○	○	○	平成24年4月1日
指定特定相談支援事業所 白ゆり	○				平成26年4月1日
相談支援センター あななう	○	○			平成27年3月1日
特定相談支援事業所 ウエルジョブ相談支援センター	○	○			平成30年4月1日

市内指定特定相談支援事業所連絡会は、4回開催しました。

表1-3 指定特定相談支援事業所連絡会開催状況

実施日	協議内容
令和3年4月19日	令和3年度障害福祉サービス報酬改定について説明。
令和3年7月19日	自殺対策について、第1期香美市自殺対策計画の説明と本市の現状。実際に相談を受けた時の対応を説明。
令和3年10月18日	事例検討「3人の発達障害児を育てるシングルマザーへの支援」
令和4年1月17日	事例検討「障害者間の異性トラブルへの対処法」

(2) 手話奉仕員養成研修

令和3年度は、香南市と共同で本研修修了者に対するフォローアップとして、高知県聴覚障害者協会に講師の派遣を依頼し手話教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送りました。

今年度は、実施を見送っている手話教室の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により現時点で実施は未定となっております。

(3) 香美市障害者虐待防止センターからの報告

令和3年度における障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等は、下表1-4のとおりです。

表1-4 障害者虐待等の通告、認定状況

種別	通告数	認定数
養護者による障害者虐待	2件	1件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	2件	1件
使用者による障害者虐待	0件	0件
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談への対応	0件	0件
虐待等による死亡事例	0件	0件

令和2年度から、障害者等の虐待防止に係る協議会として、香美市障害者虐待防止等連絡協議会を解散し、香美市権利擁護連携協議会を設置しました。

令和3年度は1月に第一回香美市権利擁護連携協議会を開催し、成年後見制度の利用促進体制整備の経過について説明しました。また、中核機関の設置に向けて検討を行う検討部会の設置について協議しました。

(4) 成年後見制度利用の促進について

地域包括支援センターと共同で、権利擁護事業支援学習会を企画し、成年後見人制度の理解と利用促進に取り組んでいます。例年学習会を開催する予定をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度から実施を見送っております。今年度も現時点で実施は未定となっております。

議案第2号 地域活動支援センター「香美」からの報告

(1)令和3年度 相談支援事業報告

事業目的 障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供などの便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業実績 表2-1 相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機能	その他	児童	合計
令和3年度	6	0	28	24	2	0	4	18	82
令和2年度	4	0	19	11	3	1	4	16	58
令和1年度	4	0	26	23	3	0	2	33	91

表2-2 支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
令和3年度	35	85	7	223	3	26	313	0	692
令和2年度	38	57	12	113	5	28	117	1	371
令和1年度	44	102	39	143	2	22	124	10	486

表2-3 相談内容(延べ件数)

	福祉サービス利用	障害や病気の理解	健康医療	不安の解消	保育教育	家族・人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加・余暇	権利養護	その他	計
令和3年度	74	3	31	8	3	5	8	46	61	2	3	7	251
令和2年度	76	8	33	16	7	3	4	81	39	14	4	12	297
令和1年度	110	2	27	6	10	1	4	122	65	10	1	22	380

- 現状報告
- 1 昨年と同様にコロナ禍の影響は見られるが一般相談の人数は、R2年度と比較すると相談件数の増加がみられておりR元年度に迫る件数に回復傾向が見られている。
 - 2 支援方法はコロナ禍の中で、電話での対応やZOOMなどを利用した会議の開催、また関係機関との連携が増えてきている。
 - 3 相談内容としては、生活面に対する相談は減少が見られているが、就労面についての相談は増加傾向が見られている。
 - 4 昨年度までは家族からショートステイが使えない事により、家族のレスパイトが出来ないため悲痛な声が聞かれていた。しかし現在は利用について諦め感が強くなっている。ショートステイは機能していない状況。
 - 5 全体的に精神障害者や発達障害者の方の相談が多くなっている傾向。生活面や就労面、生活困窮の重積課題で支援が困難なケースが多く見られる。

- 令和4年度 課題
- 1 一般相談の件数は、コロナ感染重症者数が減少すると利用者の数も増加している。その一方で、依然として家から出られない方もおり、状況に合わせメールや電話、SMSを通じて相談を受けていくようにする。
 - 2 地域で何処の支援機関にもつながらず、困難な環境で生活をされてきた方が、最近、関係機関に繋がったケースがでてきた。コロナ禍で、訪問の機械が減少し、問題が家庭内に埋もれる状況がある。改善策として関係機関の横の繋がりを広げていき、風通しの良い状況を作っていく必要がある。
 - 3 児童のサービス利用は、依然として希望が多い。保護者と受け入れ事業所との間で、サービス内容が決まってしまうケースも多い。教育機関や事業所、保護者との情報共有のあり方を今後も検討していく必要がある。
 - 4 現状、ショートステイは全く機能しておらず、家族のニーズが反映されない事業所のコロナ対応が足枷となっている。県にサービス提供事業所に対してショートステイの受け入れ指針について、自立支援協議会を通して検討していただくようお願いしている状況。
 - 5 県内の民間事業所では受け入れが困難なケースが増えてきている。県外の公的機関が運営する事業所の利用も検討する必要性も出てきている。県内の課題を他県の資源に頼らざるを得ない状況は、良い状況とは言えず県内の地域資源の拡充と専門性の確保をどのようにしていくか急務である。

(2) 令和3年度 地域活動支援センター事業報告

事業目的 障害児者が生活をする地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりが無い方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

地域活動支援事業

表2-4 登録者実人数 (令和3年3月31日現在)

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
令和3年度	1	6	10	1	1	1	20
令和2年度	2	12	11	2	1	0	28
令和1年度	0	11	11	3	1	0	26

表2-5 利用者数 年間 延べ人数

R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	64	75	105	88	48	50	57	47	67	62	53	68	784
開所日	21	18	22	20	13	12	21	20	20	19	18	22	226
1日平均	3.05	4.17	4.77	4.40	3.69	4.17	2.71	2.35	3.35	3.26	2.94	3.09	3.47
R2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	31	30	48	75	74	60	70	63	56	33	49	65	654
開所日	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243
1日平均	1.48	1.67	2.18	3.57	3.70	3.00	3.18	3.32	2.80	1.74	2.72	2.83	2.69
R1年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	69	86	89	103	65	67	71	57	66	58	70	52	853
開所日	20	19	20	22	21	19	21	20	20	19	18	21	240
1日平均	3.45	4.53	4.45	4.68	3.10	3.53	3.38	2.85	3.30	3.05	3.89	2.48	3.55

活動内容 創作活動:カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道、陶芸、折り紙、塗り絵、絵画、点つなぎ
 余暇活動:カラオケ(現在休止)、スポーツレクリエーション、ゲームレク、DVD鑑賞、ガーデニング、リクエストミュージック
 クッキング:昼食づくり、おやつづくり
 座 学:衛生管理(歯磨きやみだしなど)
 行 事:スポーツ大会(休止)、スピリットアート、交流会、(休止)
 作 業:検討中

現状報告 1 コロナ対応は昨年同様徹底して行い、来所者が安心して過ごせる場の提供を心掛けた。ソーシャルディスタンスを保ちながらの活動の提供や感染状況に合わせて、止む負えず閉鎖対応や飲食の中止などを行った。
 2 生産活動は、コロナ禍で新たな仕事探しが出来なかった。また、作業するに当たり、一定利用者数が確保できない為、納期が短い作業は受けることが出来なかった。
 3 年度前半はほとんどのイベントを中止した。後半は、ウィズコロナとして人数制限などの感染対策に配慮しながら行った。
 4 高齢の利用者には、特に来所時の健康管理や地域のケアマネージャーへの橋渡しなど必要に合わせて行っている。

令和4年度課題 1 心の安定や社会参加の足がかりとして、利用者の居場所と交流の場としての役割を果たす。そのため、ウィズコロナに向けて感染対策を行った上で今後も状況を見ながら事業継続していく。事業所の立地場所の課題から、希望者には市役所からの送迎を行う用意があるが、好きな時間に来所したいということであった。新規利用者には、センター利用がしやすいように情報提供を引き続き行う。
 2 人それぞれの生活スタイルや課題に合わせた利用計画書を作成し、無理なく課題解決に向けた取り組みや利用が行えるようにする。
 3 利用者が出来る作業を探し、生産活動に対しての対価を支払い、就労に向けてのモチベーションを高められる活動を地域の企業と連携し行える様にする。

議案第3号 相談支援部会からの報告と本年度の取組み

1 令和3年度の取組み

地域課題を中心に成果を意識した協議を実施した。開催頻度は2ヶ月に1回の開催とし、必要があれば臨時会を開催することとした。

表3-1 令和3年度相談支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和3年4月21日	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る意見交換 本年度の相談支援部会の日程や協議内容についての意見交換 －個別ケースの情報共有についての在り方 －開催頻度を毎月から2か月毎に改める －就労関係や障害児（医療的ケア児）に関する部会の設置 参加機関の人事異動や取組状況についての情報交換 －生活福祉資金貸付制度の貸付状況についての報告
令和3年6月16日	新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 参加機関の取組状況についての情報交換 本年度の相談支援部会の協議内容についての意見交換 －個別ケースの情報共有についての在り方 －子ども支援部会の設置
令和3年8月18日	新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 ショートステイの利用状況についての意見交換 子ども支援部会の設置についての意見交換 参加機関の取組状況についての情報交換 個別ケース（3-2108-1-1）の情報共有
令和3年10月20日	新型コロナウイルス感染症に係る情報共有 参加機関の取組状況についての情報交換 個別ケース（3-2108-1-1）の経過報告
令和3年12月	休会（新型コロナウイルス感染症の影響で欠席機関多数）
令和4年2月	

2 令和4年度の取組み

今後は、本会の中で浮かび上がってきた課題をそれぞれの専門部会の中で検討し、提案された対策の検証や周知実行を軸に活動していく。開催頻度は引き続き2ヶ月に1回の開催とし、必要があれば臨時会を開催する。

また、各機関が検討課題を持ち寄り、情報共有や検証を行い香美市の取組に繋げていく。

議案第4号 子ども支援部会からの報告と本年度の取組み

1 令和3年度の取組み

保育所等訪問支援について、支援の実施状況や課題整理を実施した。
重症心身障害、医療的ケアの対象児を確認し、各関係機関で情報共有を行う。

表4-1 相談支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和3年11月27日	子ども支援部会を設置するための準備会 一部会の目的、協議期間、参加機関の検討
令和3年12月9日	第1回開催 部会の設置基準について協議 部会長を選任 本市の障害児支援に係る各機関の取組状況と課題について意見交換 各機関が相互に連携するための課題整理、ルール作りが必要
令和4年1月18日	第2回開催 保育所等訪問支援について、各機関が他機関に期待することを軸に課題整理 中学校以上は、教科毎に教員が変わるため、教員間での情報共有が課題 年度替わりに担当教諭が変わるため、教員間の引継ぎが課題 次年度も引き続き本会を開催することを決定 5月、9月、1月の第3火曜日の午前10時を基本に開催を予定

2 令和4年度の取組み

放課後等デイサービス、児童発達支援についても、保育所等訪問支援と同様に課題を整理し、対策について協議を進めていく。

放課後等デイサービスについて、香美市児童クラブと連携し、サービス利用児童が地域に移行しやすい環境を設定できるよう、連携できる体制を整備する。

3 医療的ケア児

現在、本市が把握できている医療的ケア児の数は、下表4-2のとおりで、入学や障害児通所支援の利用にあたり、ケース会等の個別の支援を行っている児童はいません。

表4-2 医療的ケア児の内訳

人工呼吸器	気管切開	鼻咽喉頭エアウェイ	酸素療法	たん吸引	ネブライザー吸入	IVH	経管栄養	透析	導尿	人工肛門
0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	(1)*

* IVHの対象児と同じ児童

議案第5号 第3次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について

(1) 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

下表5-2に示す5目標 14部門 32施策（総称）69施策（具体）で構成されており、令和3年度の実施結果の詳細は、別添「第3次香美市障害者福祉計画施策評価シート」のとおり。

計画全体での自己評価の結果は、表5-1のとおりで、全75の取り組みのうち、「十分達成」「概ね達成」が約82%（前年度76%）となっています。新規追加事業は、ありません。

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、関係機関と連携して実施する事業や例年行われているイベント等の開催が中止となり「不十分」や「未実施」が多くなってきておりましたが、令和3年度からは感染症対策等少しずつ進んでおり、「十分達成」「概ね達成」となる事業が見られております。

表5-1 第3次香美市障害者福祉計画の令和3年度取組み結果自己評価

目標	部門	十分達成	概ね達成	不十分	未実施	事業完了	事業廃止
1	1	1	5	1	0	0	0
	2	0	1	1	1	0	0
2	1	0	5	0	0	0	0
	2	5	3	2	0	0	0
3	1	0	4	1	1	0	0
	2	0	4	0	0	0	0
4	1	0	10	0	1	0	0
	2	0	2	0	1	0	0
5	1	1	2	1	0	0	0
	2	0	3	0	0	0	0
	3	0	4	0	1	0	0
	4	0	1	1	0	0	0
	5	0	3	0	2	0	0
	6	2	5	0	0	0	0
計		9	52	7	7	0	0

表5-2 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして	1 障害に対する理解や配慮の促進	(1)啓発活動の推進	① 意識啓発の推進 ② 人権啓発の推進
		(2)福祉教育・人権教育の推進	① 学校教育における福祉教育の充実 ② 人権教育の推進 ③ 地域における福祉教育の充実 ④ 市職員の福祉に対する意識の高揚
		2 障害のある方の尊厳の保持	(1)権利擁護制度の利用促進
		(2)障害を理由とする差別解消の推進	① 障害者差別解消法の推進
		(3)虐待の早期発見・防止対策の推進	① 障害者虐待防止の推進
	2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして	1 障害の早期発見・早期療育の推進	(1)障害の早期発見・相談支援の充実
(2)早期療育の支援			① 早期療育の充実
2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり		(1)障害のある児童への保育と特別支援教育の充実	① 保育環境の充実 ② 保育職員の資質向上 ③ 特別支援保育コーディネーターの配置 ④ 教育環境の充実 ⑤ 学校教職員の資質向上 ⑥ 家庭との連携強化
		(2)支援が継続する体制づくり	① 関係機関との連携による一貫性の確保 ② 香美市教育支援ファイルの作成 ③ 庁内連携の体制整備
		(3)医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援	① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備
3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして		1 健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進
	(2)スポーツ・レクリエーションの振興		① スポーツ・レクリエーションの普及
	(3)保健・医療活動の推進		① 医療体制の充実 ② 難病の方への支援
	2 医療・障害の軽減への支援	(1)経済的負担の軽減	① 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)の給付 ② 福祉医療の給付
		(2)福祉用具の普及促進と利用支援	① 日常生活用具の給付 ② 補装具の給付

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>	
4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	1 社会参加の促進	(1)日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実	① 活動・発表の場の確保 ② 余暇活動への支援 ③ 地域活動支援センター事業の実施・充実 ④ 居場所づくりの支援	
		(2)移手段の確保と参加機会の拡充	① 移動の支援 ② 自動車運転免許取得・改造費への助成 ③ 福祉タクシー利用券の交付 ④ 選挙における投票者への配慮 ⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知	
		(3)障害者団体の活動支援	① 障害者団体や自主グループ等の活動支援	
	2 就労支援の充実	(1)一般就労の拡大	① 障害者雇用の促進	
		(2)雇用・就労の支援	① 関係機関との連携による就労支援 ② 物品等の優先調達の推進	
	5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして	1 総合的な相談支援体制の充実	(1)相談支援体制の充実	① 障害者相談支援事業の充実 ② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備 ③ ケアマネジメント※体制の充実
(2)障害者自立支援協議会の体制強化			① 香美市障害者自立支援協議会の運営	
2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実		(1)情報提供の充実	① 障害に応じた情報提供の充実	
		(2)コミュニケーション支援	① コミュニケーション支援体制の整備	
3 生活支援の充実		(1)障害福祉サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実 ② 苦情解決体制の推進	
		(2)年金や各種手当等経済的制度の周知	① 年金制度・各種手当制度等の周知 ② 税制度等の周知	
4 住民参加の促進		(1)地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進	① ボランティアの育成 ② ボランティア、NPO等の活動支援	
5 住みよさを支える快適な環境の整備		(1)住居の改善	① 住宅改修・住宅改造の推進 ② 公営住宅のバリアフリー化	
		(2)建築物・道路等のバリアフリー化の推進	① 公共施設の整備 ② 道路等のバリアフリー化の推進	
6 安心・安全な環境の整備		(1)防災対策の推進	① 家具転倒防止対策の推進 ② 災害時の要配慮者対策の推進 ③ 福祉避難所の指定・確保	
			(2)消防・救急体制の充実	① 新たな通報システムの整備(Net119 の導入)
			(3)防犯・交通安全対策の推進	① 防犯知識の普及等 ② 交通安全教育の充実 ③ 「心のバリアフリー」の普及

議案第6号 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗

1 令和3年度末の達成状況と今後の方針

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数1名は達成できましたが、新たに4名が施設へ入所され、目標値を上回りました。

引き続き、地域移行支援、訪問系、通所系サービス及び地域生活支援事業を活用しながら、地域生活移行に向けて支援していく予定です。

表6-1 福祉施設の入所者の地域生活移行状況

項目	数値等 (目標値、設定値)	達成状況		
		R3末	R4末	R5末
H28年度末時点の施設入所者数	47人			
H29年度末時点の施設入所者数	46人			
H29年度からR1年度までの地域生活移行者数	3人			
H29年度からR1年度までの新たな施設入所者数	6人			
令和1年度末時点の施設入所者数	49人			
地域生活移行者数	1人	1人	—	—
新たな施設入所支援利用者数	3人	4人	—	—
R5年度末の入所者数	50人	49人	—	—
施設入所者数の削減見込み	1人			

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標としては、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置となっておりますが、令和3年度末時点では、未達成の状況です。

引き続き、地域定着支援や自立生活援助といった障害福祉サービスの充実へ取り組みます。具体的な協議が開始できるようになれば、専門部会を設置するなどし、対象者数の調査や地域アセスメント（地域の資源など現状把握）、地域ビジョン（地域のあるべき姿）の設定を協議していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標としては、香美市又は近隣自治体と共同で1ヶ所の整備することとなっておりますが、令和3年度末も未達成の状況です。

今後の方針としては、精神病床における入院患者の地域移行を中心に上記(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と併せて相談支援部会で検討していきます。

成年後見人制度の利用促進については、令和2年に香美市権利擁護連携協議会を設置し、今後の体制整備を進めております。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標である年間の一般就労移行者数2名が達成できました。

今後も引き続き、就労系サービスを利用して、一般就労に向けて支援していきます。

表6-2 一般就労に向けての取組み状況

項目	数値等 (目標値、設定値)	達成状況		
		R3	R4	R5
平成28年度の年間一般就労移行者数	2人			
令和1年度の年間一般就労移行者数	1人			
令和5年度中の年間一般就労移行者数	2人	2人	—	—
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	1人			
令和1年度末の就労移行支援事業利用者数	6人			
令和1年度中の就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人			
令和5年度中の就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人	1人	—	—
令和1年度中の就労継続支援A型事業を利用した一般就労への移行者数	0人			
令和1年度中の就労継続支援B型事業を利用した一般就労への移行者数	0人			
令和5年度中の就労継続支援A型又はB型事業を利用した一般就労への移行者数	1人	1人	—	—
令和1年度中における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人			
令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	—	—

(5) 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等

令和2年度、令和3年度と見込値を大きく上回っています。また、児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所についても、既に中央東圏域に整備されており、国の定める目標は達成している状況です。

医療的ケア児の支援体制の整備については、引き続き子ども支援部会等で対象児童の数や状態等の把握に努めると共に、国、県の動向について情報収集します。

① 障害福祉サービスの利用者数

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 2 3 4 5	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 /月	見込値	403	413	423	425	430	435
			実績値	329	435	433	558	—	—
		人 /月	見込値	29	30	31	21	21	20
			実績値	25	23	21	25	—	—
		6	短期入所 (ショートステイ)	人日 /月	見込値	94	104	114	43
実績値	67				15	33	16	—	—
人 /月	見込値			15	16	17	10	10	10
	実績値			12	4	7	3	—	—
7	療養介護	人/月	見込値	9	9	9	9	10	11
			実績値	9	9	10	10	—	—
8	生活介護	人日 /月	見込値	1,822	1,845	1,891	1,904	1,950	1,997
			実績値	1,727	1,823	1,914	1,867	—	—
		人 /月	見込値	86	87	89	95	97	100
			実績値	87	89	90	91	—	—
9	施設入所支援	人 /月	見込値	45	46	46	49	50	50
			実績値	47	49	46	49	—	—
10	自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	見込値	23	23	23	18	18	18
			実績値	17	0	0	0	—	—
		人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	0	0	0	—	—
11	自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	見込値	198	197	155	135	100	82
			実績値	146	162	275	153	—	—
		人 /月	見込値	9	9	7	8	6	5
			実績値	7	10	14	8	—	—
12	就労移行支援	人日 /月	見込値	21	21	21	126	133	138
			実績値	57	87	55	59	—	—
		人 /月	見込値	1	1	1	8	8	9
			実績値	3	6	3	3	—	—
13	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 /月	見込値	428	428	434	413	420	427
			実績値	383	417	426	468	—	—
		人 /月	見込値	23	23	23	21	21	21
			実績値	20	20	20	24	—	—
14	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 /月	見込値	597	620	640	599	596	593
			実績値	614	612	714	742	—	—
		人 /月	見込値	32	33	34	39	40	41
			実績値	36	37	39	45	—	—
15	共同生活援助 (グループホーム)	人 /月	見込値	42	44	44	54	57	60
			実績値	45	50	58	54	—	—
16	自立生活援助	人 /月	見込値	0	1	1	0	1	1
			実績値	0	0	0	0	—	—
17	就労定着支援	人 /月	見込値	0	1	1	5	6	6
			実績値	0	0	0	0	—	—

※1) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

※2) 各年度の3月の見込値及び実績値

② 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	計画相談支援	人 /月	見込値	30	30	30	48	49	50
			実績値	37	45	57	64	—	—
2	地域移行支援	人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	0	0	—	—
3	地域定着支援	人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	—	—

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

③ 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	無	—	—
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	無	無	無
			実績値	無	無	無	無	—	—
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	—	—
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	—	—
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	無	無	無
			実績値	無	無	無	無	—	—
6	意思疎通支援事業	実人数 /年	見込値	40	40	40	50	50	50
			実績値	27	40	44	1	—	—

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	介護・訓練支援用具	件 /年	見込値	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0	0	—	—
②	自立生活支援用具	件 /年	見込値	2	2	2	2	2	2
			実績値	1	6	2	1	—	—
③	在宅療養等支援用具	件 /年	見込値	3	3	3	3	3	3
			実績値	6	2	0	0	—	—
④	情報・意思疎通支援用具	件 /年	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	6	6	6	2	—	—
⑤	排泄管理支援用具	件 /年	見込値	780	790	800	860	870	880
			実績値	761	741	811	757	—	—
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 /年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	0	1	—	—

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

No.	事業名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	未実施	実施	実施
			実績値	実施	未実施	未実施	未実施	—	—
9	移動支援事業	延時間／年	見込値	730	750	770	500	800	900
			実績値	937	724	140	63	—	—
		実人数／年	見込値	12	14	16	12	14	16
			実績値	16	11	6	5	—	—
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	—	—
		実人数／年	見込値	30	30	30	28	30	32
			実績値	25	26	32	31	—	—
11	福祉ホーム	月数／年	見込値				12	12	12
			実績値	10	12	12	12	—	—
		実人数／年	見込値				1	1	1
			実績値	1	1	1	1	—	—
12	日中一時支援	箇所	見込値	12	12	12	9	9	9
			実績値	11	12	12	13	—	—
		実人数／年	見込値	6	7	7	5	5	5
			実績値	4	7	3	3	—	—
13	声の広報等発行	実人数／年	見込値	4	4	4	3	4	5
			実績値	3	2	3	3	—	—
14	自動車運転免許取得・改造助成	実人数／年	見込値	3	3	3	1	1	1
			実績値	2	0	0	1	—	—
15	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	—	—

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

④ 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	児童発達支援	人 /月	見込値	11	11	11	10	9	9
			実績値	12	13	14	20	—	—
		人日 /月	見込値	36	36	33	38	35	32
			実績値	49	39	74	106	—	—
2	医療型児童発達支援	人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	—	—
		人日 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	—	—
3	放課後等デイサービス	人 /月	見込値	52	54	54	37	39	39
			実績値	33	31	36	34	—	—
		人日 /月	見込値	368	414	450	458	453	448
			実績値	440	347	503	535	—	—
4	保育所等訪問支援	人 /月	見込値	2	2	2	23	25	27
			実績値	0	4	16	16	—	—
		人日 /月	見込値	2	2	2	36	40	43
			実績値	2	4	22	20	—	—
5	居宅訪問型児童発達支援	人 /月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	—	—
		人日 /月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	—	—

※1)人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2)各年度の3月の見込値及び実績値

⑤ 障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
				平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	障害児相談支援	人 /月	見込値	11	11	11	23	25	27
			実績値	20	20	23	32	—	—

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等
- (9) その他市長が必要と認める機関等

（構成等）

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。

3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 全体会の委員は、再任することができる。

5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

（全体会）

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部

会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日告示第39号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月22日告示第64号)

この告示は、令和元年9月1日から施行する。